

令和7年第1回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	令和7年3月4日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和7年3月10日	9時30分	議長	重松一徳	
	散会	令和7年3月10日	11時33分	議長	重松一徳	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	工 藤 絵美子	出	8番	大久保 由美子	出
	2番	水 田 志 保	出	9番	末 次 明	出
	3番	中牟田 文 明	出	10番	栗 野 久 明	出
	4番	佐々木 教 雄	出	11番	大 山 勝 代	出
	5番	中 村 絵 理	出	12番	松 石 信 男	出
	6番	天 本 勉	出	13番	重 松 一 徳	出
	7番	松 石 健 児	出			
会議録署名議員		4番	佐々木 教 雄	5番	中 村 絵 理	
職務のため議場に 出席した者の職氏名		(事務局長) 井 上 克 哉		(係長) 天 野 拓 也		(書記) 真 崎 静
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	松 田 一 也	産業振興課長	大 石 顕		
	副 町 長	熊 本 弘 樹	まちづくり課長	井 上 信 治		
	教 育 長	柴 田 昌 範	定住促進課長	山 田 恵		
	総 務 課 長	平 野 裕 志	建 設 課 長	今 泉 雅 己		
	企画政策課長	亀 山 博 史	会 計 管 理 者	寺 崎 博 文		
	財 政 課 長	吉 田 茂 喜	教 育 学 習 課 長	古 賀 浩		
	税 務 課 長	古 賀 満 宏	福 祉 課 参 事	松 田 美 紀		
	住 民 課 長	藤 田 和 彦	こども課保育園長	舟 木 徳 茂		
	健康増進課長	村 上 妙 子	産 業 振 興 課 参 事	佐 藤 定 行		
	福 祉 課 長	戸 井 竜 二	まちづくり課図書館長	城 本 直 子		
こども課長	山 本 賢 子	建 設 課 参 事	酒 井 孝 行			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 議案第9号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第10号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部改正について
- 日程第3 議案第11号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第12号 基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第13号 基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び基山町税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第14号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第15号 基山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第16号 基山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第9 同意第1号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第17号 町道の路線の認定について
- 日程第11 議案第18号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更について
- 日程第12 議案第19号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第13 議案第20号 令和6年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第14 議案第21号 令和6年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第22号 令和6年度基山町下水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第16 議案第23号 令和7年度基山町一般会計予算
- 日程第17 議案第24号 令和7年度基山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第18 議案第25号 令和7年度基山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議案第26号 令和7年度基山町下水道事業会計予算
- 日程第20 報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告について
- 日程第21 委員会付託

～午前 9 時30分 開議～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
去る 8 日から休会中の本会議を開議します。

日程第 1 議案第 9 号

○議長（重松一徳君）

日程第 1. 議案第 9 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の 1 ページをお開きください。質問のある議員は挙手をお願いします。末次議員。

○9 番（末次 明君）

おはようございます。刑法に関わる条例の一部改正ですので、犯罪や刑罰、そして、犯罪の防止策について、基山町の役場内における取組を伺いたいと思います。難しいですか。副町長、そんな顔せんでください。（「いやいや、全然想定していなかったもので」と呼ぶ者あり）

先頃、大手金融機関とか大手の証券会社等で、例えば、貸金庫の不祥事、あるいは証券会社の方が訪問して強盗殺人事件が大きく報じられております。こういう意味でも刑法がいろいろ犯罪を抑止するためにあるんですけれども、今回の不祥事を見ますと、日本の代表のような会社で犯罪が起きているわけですね。これは犯罪を起こした人が悪いんじゃないくて、私は管理する側に問題があると思っていますんですね。この前、昨年議会のときにも役場の職員が車で事故を起こすということがありましたけど、これは結構厳しく処罰するというか、そういう形をきちっとしておかないと、また再発するわけです。

そこで、今回はこの件で何うんですけれども、役場内で、特に金銭、これは現金だけじゃなくて、補助金の給付とか給付金、あるいはポイントの付与とかいろいろありますけれども、これを取り扱う部署ではどのような防止策を設けて、こういう犯罪防止に努めてありますでしょうか。これは私は総務課長かなと思って質問を考えてきたんですけど。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

まずは現金等についての保管は金庫を使用していると思いますし、例えば、いろんな会計

がございますけれども、いろんな協議会的な会の会計をそれぞれの部署で事務局を担当して通帳で管理しているということはあると思います。その場合は、例えば、通帳は係長が保管して、印鑑は課長が保管するとか、要は一人の者が全てをできないようにといたしますか、そういうふうな管理をしていると思います。すみません、思いつくのはそれぐらいです。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

それで、不祥事が起きる場合というのは、長年同じ人が同じ仕事をずっとしておるということで、民間会社なんかでは特に、ローテーションといたしますか、人事異動というのを頻繁にやるわけなんですけれども、役場内ではそういうふうな観点から、例えば、人事異動はきちっとやっていますよとか、そういうことで異動というのは定期的に行っているのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

以前は、私も若い頃は一回異動で大体5年を基本にしていたように思います。現在も同じところに5年いらっしゃる方も、それはもちろんいらっしゃいますけれども、比較的ローテーションが早いかなと思っております。ただ、今おっしゃられたようなことも当然あるかと思っておりますけれども、基本的には適材適所という形で判断をしながら異動をさせていただいているところではございます。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

そういう意味も込めて、今度の令和7年度予算に、いわゆるキャッシュレスですか、学童保育とか保育園とか、そういったところは生身のお金を預かると、そういう危険性はゼロとは言えないと思いますので、そういう意味でいうと、全てそれを銀行、金融機関等の振込にしようというのがまず1つあるかなというふうに思います。

それから、全然話が違うかもしれませんが、後ればせながら最近さすまたを導入したんです。うちは平和なところだからさすまたは要らんやろうと思っていたんですけど、テレビ

とかでよくさすまたの実演とかがありましたので、じゃ、うちも用意しようということで、そういうのを用意して、不慮の事象にも対処できるような、話は違うかもしれませんが、防犯という意味ではそういうことを今やったりもしているところでございます。

○議長（重松一徳君）

末次議員。3回目です。

○9番（末次 明君）

それで、例えば、今回の法の改正とか条例の改正とか、職員に関わる条例の改正というのはたくさんあると思うんですが、議場で条文は改正したんだけど、実際の職員にこういうふうになっていますよということは具体的に伝わるんでしょうか。例えば、今回の議案第9号ですか、犯罪を犯すところになりますよというふうに書いてあるわけですよね。そういうのは、やはり役場庁内のメール等で全職員が見れるようになっておるんですか、それとも、任意の人だけがこういう条例改正とかは見ているんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

条例改正等を行いまして例規集が変わるときにはインフォメーションで流しておりますので、そこをうちの職員がどれだけ見ているかどうかというのは確認しておりませんが、個別にこれを説明するというようなことはないと思います。ただ、そもそもの話でいくと、公務員倫理的な部分もありますので、そこはいろんな研修の中で触れていくような形になると思います。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第9号に対する質疑を終結します。

日程第2 議案第10号

○議長（重松一徳君）

日程第2. 議案第10号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の3ページをお開きください。質疑ありませんか。大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

この件では、私の理解不足からお尋ねしたいと思います。

資料は4ページ、改正の主なものということで①から⑦までありまして、詳しく別に書いていただいていたので、大変分かりやすい内容になって読み取ることができました。結局、給与制度のアップデートということで、④が私分からないので、お尋ねしたいと思います。

扶養手当の見直しで、現行は配偶者が6,500円で、子ども1人当たりが1万円、それが配偶者に係る手当を廃止して、その2年間を段階的にということで、最終的には令和8年度に配偶者が廃止され、子ども1人が1万3,000円になるということなんですけど、現行は足すと1万6,500円、それが子ども1人で1万3,000円のみになる。これが令和8年度以降も続く、そういうふうに取り取れるんですけど、そこをもう少し分かりやすく説明していただけますか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

今、議員がおっしゃったとおりですので、それ以上の説明はないんですけども、令和8年度以降はこのようになります。配偶者の扶養手当はなくなりまして、子等の扶養親族の手当になります。

人事院勧告に伴うものでございますので、人事院が言っている考え方としましては、配偶者の働き方に中立的な制度に向かう社会状況の変化に対応するためということで、この部分が配偶者に対する扶養手当がなくなるという背景を書かれております。それと、子を有する職員に対する生計費の補填を充実ということで、子育て支援にウエートを置いていくという趣旨だろうと私は理解をしております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

そうですか。というか、この改正の主なものの1で給与制度のアップデート。アップデートというのは、要するに給与が拡大していく。そして、①とか②とかもそういう状況の中で拡大とか優遇になっているけど、この④では逆に、子ども1人が1万3,000円になるという

ことで、配偶者の部分が削られる。ちょっと私がまだ全然認識できていないですが、現行は1万6,500円あるのに、令和8年度からは配偶者は廃止されて、子ども1人が1万3,000円といたら、簡単に言えば下がったというふうに私は読み取れるんですけど、そこは私が勘違いしていますかね。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

この資料の表を単純に足せばそうなると思います。ただ、扶養に入れている子どもが2人、3人いらっしゃれば、その3,000円掛ける2人分、3人分で6,000円上がったり9,000円上がったりしますので、御家庭にもよるとは思いますけれども、一概に後退したというような話ではないと思います。

○議長（重松一徳君）

いいですか。大久保議員。3回目です。

○8番（大久保由美子君）

分かりました。要するに子どもが増えている家族にとっては、3,000円上がることで、今まで1万円しかなかったのが3人だったら三三が九。そうすると、6,500円の配偶者が廃止されても3万9,000円ですかね。ということは、子どもの人数によって最終的にはアップデートになるよというところによろしいですね、そういうふうな感じで。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今、世の中の流れで、扶養に入る入らないで、扶養に入った人だけが配偶者手当なわけだから、それを不合理だという考え方が世の中の大勢になってきているということで、それをすっきりさせるという意味かもしれないなと思います。もっと言うと、結婚しない独身の方もおられると思うので、そういうことも含めて、そこは全部すっきりとさせてしまって、子どものほうに力を入れようという政府の考え方だと思います。うちがこれを行っているわけではなく、うちは単に決まったことをそのとおりに動かしているだけなので、そこはそうじゃないかなと思います。またそこら辺りはぜひ我々も勉強していきたいと思いますので、議員の皆様方もまたその辺のところを勉強していただければなというふうに思います。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第10号に対する質疑を終結します。

日程第3 議案第11号

○議長（重松一徳君）

日程第3．議案第11号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の14ページをお開きください。質疑ありませんか。末次議員。

○9番（末次 明君）

身内の介護については、その場面にいつ遭遇するか分からないし、私ぐらいの年齢になると逆に介護される側になっていくわけなんですけれども、この議案の15ページのほうで質問したいんですけれども、第26条に「介護両立支援制度の申告、請求又は申出に係る当該職員の意向を確認するための面談」とありますけれども、この面談というのは、誰がどのような対応をしてこの申請内容を判断するのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

総務課になりますけれども、まずはうちの給与係のほうがそういった福利厚生的なものは担当しておりますので、係のほうで相談を受けたら、制度の説明であったりとか手続の方法であったりとかというのを説明させていただくことになると思います。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

それで納得していただければいいんですけれども。

あと次に、第2項のところにありますけど、「任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。」というのが私は分からなかったんですけど、ここを詳しく説明していただきたいんですけど。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

ここの分の詳細な解説があるかどうかもあるんですけども、私が理解しているのは、一般論としてですけども、自分が40歳ぐらいになれば親の介護の可能性も出てくるという一つの目安として40歳とされているんだらうと認識していますので、そういったタイミングで職員に制度的なものの周知を図るというふうに捉えております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。3回目です。

○9番（末次 明君）

40歳ぐらいということなんですね。分かりました。

それでは最後に、第26条の4のところに研修を受けますというのがあるんですけども、研修の実施はどのような職員が、いつどこで誰によって受けるのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

ここは今からの検討になるかもしれませんが、基本的にはこの40歳という一つの目安辺りで行っていくものと考えております。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

関連ですけども、末次議員が質問されたので40歳というところですね。15ページの第2項のところの任命権者はと。それで、執行部としては、この40歳に達した方への1年間の期間的な余裕はあるんですけど、どのようにしてそれを職員のほうに示すように考えていらっしゃるのか。これから先、ずっとそういう40歳に達する方が出てくるとは思いますけれども、そこら辺の示すやり方というか、それはどのように考えてありますか。それも今からでしょうか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

いや、年度初めでもいいでしょうし、その年度に40歳に到達する職員に対して、何十人も
いるわけではございませんので、数名を集めて説明会みたいな形を考えております。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第11号に対する質疑を終結します。

日程第4 議案第12号

○議長（重松一徳君）

日程第4．議案第12号 基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題
とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の16ページをお開きください。質疑ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第12号に対する質疑を終結します。

日程第5 議案第13号

○議長（重松一徳君）

日程第5．議案第13号 基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び
基山町税条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の17ページをお開きください。質疑ありませんか。佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

おはようございます。この条例により、マイナンバーカードをアプリに落とし込んでスマ
ホでのというお話をお聞きしました。今、既にマイナンバーカードに健康保険証とのひもづ
けができていて、それに伴って医療機関での受付が健康保険証じゃなくてマイナンバーカー
ドでのという新しい機材を導入している医療機関が多うございますよね。これが結構な値段
がするということで、町の医院では負担が厳しいというようなのが以前ニュースとかでもか
なり出ておりましたけど、これが今度はスマホということになると、また新たな受付の機材
が必要になるんじゃないかなと。そういう設備投資の二重投資みたいな形にもなり得るんで

はないかと思うんですけど、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

亀山企画政策課長。

○企画政策課長（亀山博史君）

今、国の説明のほうでは、まだその辺の機材の更新というところまでは示されておられませんので、今のところスマートフォンのみで、マイナンバーカードなしで、いろいろと保険証機能であったり、そういったものができるということしか示されておられませんので、ひょっとしたらそこが今機器で対応できるようにされているのかもしれないし、機器ごと更新ということであれば、今、議員がおっしゃったような、またさらに費用がかかるということが懸念されると思います。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

まだ今から先の検討事項ということなんですけど、今月、3月24日から運転免許証もマイナンバーカードにひもづけができるということで、マイナンバーカード一枚で健康保険証も運転免許証もということになると、これがアプリに全部入っちゃうということになりますと、運転免許証を持たずにスマホだけ持っていれば運転できると。免許証不携帯とか、そういう部分の懸念をちょっと感じるんですけど、それはいかがですか。

○議長（重松一徳君）

亀山企画政策課長。

○企画政策課長（亀山博史君）

自動車運転免許証につきましては、今おっしゃいましたように、まずはマイナンバーカードに運転免許証機能を持たせるというところで、これはまだ物理的なもので、まだスマートフォンに搭載するというところまでは法改正されておられませんので、あくまでも免許証はマイナンバーカード単体か2枚持ちかですね。マイナンバーカードと従来の運転免許証の2枚持ちかというところで、今はまだその段階でありますので、これがまた運転免許証機能をスマートフォンにひもづけられるかどうかは今後の法改正を待つというような形になりますので、いずれ近い将来になると思いますけど、現時点ではまだ物理的なものとして、運転免許証は位置づけられております。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。3回目です。

○4番（佐々木教雄君）

いずれにせよ、こういうふうに使え勝手はすごく利便性が高くなるのではないかなという気はしますが、その反面、やはりマイナンバーカード導入のときにいろいろ言われておりましたトラブルであるとか、セキュリティーの問題というのが非常に気になるわけなんですけど、スマホアプリの中に入っちゃうということでのセキュリティー面はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（重松一徳君）

亀山企画政策課長。

○企画政策課長（亀山博史君）

もちろんセキュリティー面は私どもが言及するまでもなく、対策はされていると思っております。現在、アンドロイドのみ対応で、この4月以降ぐらいに順次iOS、iPhoneのほうも対応するというので、そこら辺がまさしく、セキュリティー面の課題をクリアするのがiPhoneのほうで4月以降であるというふうに認識しております。

あとは、そもそもセキュリティー面もですけれども、物理的にスマートフォンをなくしたりとか、スマートフォンを破損したり汚損したりということでデータが消去されたり、そうなった場合に中に入っている保険証情報であったり、将来、運転免許証情報であったり、そういったものが閲覧できなくなるというところも現時点で懸念はされておりますので、いろんな意味で、今後スマートフォンが物すごく大事なものになってきますので、そういったところの注意喚起も併せて行っていく必要があると思います。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。末次議員。

○9番（末次 明君）

マイナンバーカード制度はカード社会と言われる中では後発組だと思いますけれども、私はもともとカードを持ちたくない主義なので、マイナンバーカードは引き出しの中に入れておき、いろんなカードは全部スマホのアプリに入れているんですけども、今、マイナンバーカードを持たない人がこれからマイナンバーカードを取得して、保険証も一緒にひもづけしようとしたときに、やっぱり一回はカードを作った上で、さらにスマホに移行

するという形なんですか。

それと、もう一つ思うのは、ゼロ歳から、生まれた子どもからマイナンバーカードは作りなさいというふうな指導になっていますよね。そう考えると、子どもたちのマイナンバーカードも、保護者である親とかがスマホの中に2人分、3人分入れて活用することができるんですか。その辺りというのは、まだ情報は来ていないんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

亀山企画政策課長。

○企画政策課長（亀山博史君）

まず、1点目のマイナンバーカードは必ず作る必要があります。マイナンバーカードをまず作ること、それから、スマートフォンを個人で所有することですね。そして、それをマイナポータルでひもづけをする、ここまでは個人が必ずやらないといけないことですので、今後のことなので分かりませんが、スマートフォンだけでマイナンバーカードを作らなくてよくなるということは今のところ書かれておりませんので、1点目につきましては、必ずマイナンバーカードをまず取得していただくということが必要になります。

それから、今後、スマートフォンの中に代理ですね、情報をとということですので、マイナンバーカードを持っておけば、その方の情報というのはもちろん今でも物理的に読み取れますので、御家族のマイナンバーカードを自分のスマートフォンで読み取ることもできます。そういう意味では、お子様のものも自分で持ち歩いていろんな手続きができるということは思っておりますけど、それがどなたか一人のスマートフォンに家族全員のマイナンバー情報が入るのかまでは今書かれておりませんので、今後、注視していきたいと思えます。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

それから、このマイナンバーカードの取得率を高めようということで基山町が一生懸命やっておりますけれども、私を感じるのは、国がもともと推し進めなくちゃいけないし、100%に持っていかなくちゃいけないけれども、国の広報よりも、残念ながら町がしない町責任であるような、そういう雰囲気にもなっているような気がするんですね。基山町の対策が悪いから取得率が悪いよとか言われそうなんですけど、これはしようがないことなんですかね。自治体ごとが責任を持ってほかの市町と競うとか、うちのまちは80%を超えている

よとか、いや、うちはまだ50%ぐらいとかいうまちがあつていいのかなと思うんですけど、基山町がするのはしょうがないんですかね。いかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

亀山企画政策課長。

○企画政策課長（亀山博史君）

国によるマイナンバーカードの取得を推進するというキャンペーンはある程度終わっていると思います。むしろ今は、いわゆるマイナンバーカードを使うことを前提にした各種オンラインのサービスというところに国のほうはシフトしておりますので、今後どんどんスマートフォンを使って行政サービスを行うといったサービスが加速していくものと思っております。

ですので、自治体としましては、今後、一人でも多くの方にスマートフォンを持っていただいて、マイナンバーカードを取得していただくように努力をすることは一人も取り残さないというところでは必要になってきます。昔のようにマイナポイントをつけて国がキャンペーンを行つてというところは今後は予定がされておられませんので、今後も町民サービスの向上のために、各自治体がマイナンバーカードの取得について呼びかけていく努力は必要になると思います。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第13号に対する質疑を終結します。

日程第6 議案第14号

○議長（重松一徳君）

日程第6．議案第14号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の19ページをお開きください。質疑ありませんか。いいでしょうか。栗野議員。

○10番（栗野久明君）

基本的なところだけ質問したいと思います。

今回、栄養士免許を有さない管理栄養士の配置という、管理栄養士が文言で入ったと思うんですが、これは県で認定された方がなれるということで、ここを拡大した背景を、国の施策なんですが、内閣府令の部分を教えていただきたいんですが。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

今回、「栄養士」の次に「又は管理栄養士」ということで、管理栄養士もこの条文の中に加えることにいたしました。背景といたしましては、栄養士も管理栄養士もどちらも国家資格でございます。今までは管理栄養士になるためには栄養士免許を取得しているというのが大前提で、その後、実務経験などを経て、国家試験を受けて管理栄養士になれるという制度になっておりました。

今回、国の栄養士法のほうが改正されまして、管理栄養士養成の施設、学校とか、そういうところを卒業された方は、栄養士免許を取得しなくても、そのまま管理栄養士の国家試験が受けられることになりました。ということになりますと、今まで管理栄養士というのは必ず栄養士の資格も持っていらっしゃる方、世の中全部そういうふうになっておりましたけれども、今度の令和7年4月1日以降の国家試験からは、栄養士の免許を持っていない管理栄養士という方がいらっしゃるということになりますので、「栄養士」というような文言だけでは、この条例の中の食事の指導をしてくださる職員のところが管理栄養士の部分が不足してしまいますので、「又は管理栄養士」ということで付け加えさせていただいたものでございます。

○議長（重松一徳君）

栗野議員。

○10番（栗野久明君）

そうしますと、かいつまんで言いますと、同じ国家試験であったもので、なおかつ管理栄養士免許に至るまでは2つの段階を踏まないといけなかったものが、少し範囲が広がって、栄養士に関する人が広くできるようになったということで理解してよろしいですか。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

保育園の給食の提供の特例なんですけれども、栄養士が献立を見てくれているというのが

搬入するときの条件のようになっておりますけれども、それが栄養士だけではなくて、管理栄養士が見てくれるということでもいいという改定でございます。

○議長（重松一徳君）

いいですか。

ほかにありませんか。中村議員。

○5番（中村絵理君）

すみません、さっきの栗野議員の後を続けて、そうしましたら、管理栄養士の仕事と栄養士の仕事は違うということになるんですか。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

栄養士も管理栄養士も栄養に関する指導をするという意味では一緒だと思いますけれども、一般的なお話で申しますと、栄養士は主に健康な方を対象に栄養指導や給食の管理をする、それから、管理栄養士につきましては、病気を患っている方や高齢で食事に取りにくい方など、そういう健康な方一人一人に合わせてもそうですし、支援が必要な方一人一人に合わせて専門的な知識と技術をもって栄養指導を行う者ということになっておりますので、どちらも栄養に関する指導ということで、保育所としては、栄養士で今まで足りていたところがございますが、栄養士の免許を持たない管理栄養士でも指導をしていただくことができるということにしたいので、今回、加えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

そうしましたら、お互いに補完し合えるというか、補い合えるというか、もうちょっと幅を広げられるという意味の認識でいいかなというふうに思うんですが、もう一つ、今後、これを入れたら基山町にとって何かメリットがあるからそれを入れたいと思われたのかなと思ったんですけれども、基山町の今の現状としてはいかがですか。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

基山町といたしましては、今回の条例は、基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例ということで、いわゆる小規模事業所、基山町には4つの小規模事業所がございますけれども、そこで提供される食事、給食ですけれども、このことについての規定の改正でございます。幅が広がるというよりは、栄養士でも管理栄養士でもどちらでもいいというような意味合いで捉えておりますので、現在もどの園も給食を提供されておりますし、今までどおりの給食の提供ができるものというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。3回目です。

○5番（中村絵理君）

すみません、一番初歩的なことなんですけれども、この近隣だと栄養士を育てる学校もあるし、管理栄養士を育てる学校もあると思うんですけど、そこはどこら辺に当たるんですか。管理栄養士のほうがやっぱりどっちかというとなかなというイメージがあるんですけど。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

どちらもそれぞれを養成する施設、専門学校があると思いますけれども、ちなみに、栄養士は栄養士の養成施設で学び、卒業することで免許を受けることができます。これは都道府県知事から免許を受けられます。また、管理栄養士につきましては、管理栄養士の養成施設で学んで、管理栄養士の国家試験に合格しなければ管理栄養士にはなれません。ちなみに、栄養士も栄養士資格を取って一定の実務経験を有すると管理栄養士の国家資格を受けられる資格ができるということでございます。

○議長（重松一徳君）

いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第14号に対する質疑を終結します。

日程第7 議案第15号

○議長（重松一徳君）

次に、日程第7．議案第15号 基山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の20ページをお開きください。松石健児議員。

○7番（松石健児君）

二、三伺いたいと思います。

今回の条例改正に関連して、確認も含めてなんですけれども、資料の27ページ、これは経過的部分ですけれども、以前、基山町がクリーンヒル宝満のごみの処理量に対して、筑紫野市、小郡市、2市1町の中で1人当たりの一般ごみの排出量大きいということで、いろいろ調べたところ、事業系ごみも含まれているので1人当たりのごみが増えているんじゃないかということも1つの要因として、事業系のごみ袋を新たに設けたという経緯があったと思います。

近年は、町のほうのリサイクル等の啓発等もあって、若干ごみの排出量も減ってきているんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、まず、事業系ごみを作ったところで、今、基山町はここ数年でごみの排出量がどういう状況で、減少しているのか、横ばいなのか、増えているのかということと、ほかの自治体と比べて1人当たりのごみ排出量の比率は以前よりも下がってきているのかどうか、その辺が分かれば御説明ください。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

ごみの搬入量でございますけれども、これにつきましては、平成30年に事業系ごみを導入しまして、そのタイミングで事業系ごみが割合として増え、それから、一般家庭ごみが割合として減っております。全体的に令和5年度まで見ますと、過去10年間で見て、令和5年度、昨年度は一番総量としては減っているということでございますので、導入の成果が出ているというふうに思っております。

また、1人当たりの一般家庭ごみの排出量につきましては、すみません、詳細な数字は今手元には持ちませんが、筑紫野市、小郡市よりも基山町のほうが割合としては高いものとなっております。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

ありがとうございます。

それを踏まえて、今回、可燃物の白の中と空き瓶入れのオレンジの小が追加されたということで、事業系の効果は一定あったと思うんですけど、まだまだ事業者のごみ排出に対して一般ごみの袋を使われているというような話もいろんなところから聞きます。その辺の啓発についてはどういうふうなことを取っているのか。

もう一つが、これは最終的に、今回2つの追記をしたんですけども、今回の予算等でも上がってくるかと思えますけれども、現在、物価高騰、燃油高騰、あるいは人件費の上昇等で、いろんな形でごみを排出する方にとっては単価が上がらないということはありがたいことであるし、細かい袋が増えるということは今回一定の効果があるんじゃないかなと思っていますけれども、これを収集する側に関しては、先ほど申し上げたようなことで単価を上げたような状況もあろうかと思えますけれども、今回、この追記しただけで、新たに単価の見直しをされなかったのはなぜか。それと、収集の価格等を検討しないのであれば、これは財政課のほうになるかもしれませんが、以前からごみ袋に広告を掲載するような検討もされています。その辺の経過についてはどうなっているか、御説明ください。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

事業系ごみを導入して、まだ不十分じゃないかという御意見もいただいておりますけれども、当時、事業系ごみを入れまして、最初の3年間ぐらいはぐっと減っております。ただ、やはり戻ってくるというか、慣れてしまうと戻ってきております。事業系ごみ自体は、結果的には導入した当時並みに今戻ってきております。一般家庭ごみは毎年少しずつ減ってきておまして、全体的には減ってきているというような効果が出ております。

事業系の方につきましては、新しく起業される方もいらっしゃいますので、そういうところは、町のほうにも導入された事業所の実績というのは上がってきますので、確認しながら周知に努めていきたいと思っております。

それから、回収費につきましては、袋を大きくしたところで回収の回数とかは変わらないだろうというふうに想定をしております。全体のごみが減っているということもありますし、そういうふうに考えております。

あとは、これを導入したときにどれだけごみが減量できるかというお話ですけれども、小さいごみ袋で出していただけるように、今度導入したことによって皆さんが中をどんどん御利用されて、大がほとんど利用されないような状況が生まれれば、それだけ今まで燃えるごみに入っていた雑紙とかの分のリサイクルがさらに進むということになるだろうと思いますので、そういうところを今後見定めていきたいなというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

ごみ収集袋への広告掲載について財政課のほうからお答えさせていただきますと、広告掲載につきましては、ホームページ等で随時募集を行っているところでございます。ごみ袋の広告掲載につきましては、令和6年度中に1社、掲載を考えているというところがございましたので、令和7年度の発注前に――発注しておりませんが、令和7年度にごみ袋をまた作成しますので、掲載についてはどんなですかということをお尋ねしたところ、今回は見送りますという御回答でしたので、令和7年度もごみ袋の広告掲載については行われませんが、随時募集はしておりますので、令和8年度以降につきまして掲載する事業者が出てくるように周知には努めてまいりたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

これは事業者に対してのごみ収集の袋は条例で決まっていますよね、収集するようにということで。そこはやはり啓発というか、徹底してもらうように再度検討していただければと思いますし、先ほどの広告収入に対しても、これは多分3年、4年前ぐらいから話が出ていると思いますので、ぜひいろんな業者に当たっていただければと思います。

1点だけ御答弁いただいているんですけども、今回、サイズを増やただけで、各規格の単価を見直さなかった理由は何かというところをもう一度御説明ください。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

これにつきましては、今回、特に対象の袋に対しては原価計算をして容量とか金額を決め

るわけでございますけれども、ちょうど今、事業系が30%負担していただいています。一般家庭ごみについては10%負担していただいておりますので、これを今後、他自治体のように金額を少し上げるということになれば、御負担そのものの率を上げるということの検討が必要となってまいりますので、今後も価格を見ながら、その料金を扱うときには、また議員の皆様と御相談しながら進めていきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

もう3回終わりましたけれども。（「分かりました。じゃ、いいです」と呼ぶ者あり）
末次議員。

○9番（末次 明君）

今回、可燃物入れと空き瓶入れがそれぞれ増えたことは歓迎しますけれども、やはり基山町がもっと進めるべきは、さらなるごみの減量とリサイクルだと思っております。生ごみを減らすには、各家庭、公共施設での食材の購入量の適正化とか、水切りをする、あるいは乾燥させるといういろんな工夫があると思っておりますけれども、例えば、公共施設でいいますと、保育園とか小中学校の給食の現場では、何かごみを減らす、もともと残飯として余らないような形で対策は取られているのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

学校、教育現場。（「給食センターとか小中学校でどれくらい余っているのかというのが私も分からないんですけれども、食べ残しが」と呼ぶ者あり）

古賀教育学習課長。

○教育学習課長（古賀 浩君）

まず、学校給食センターのほうでは、小学校、中学校の残渣、食べ残し、そういうのは当然チェックをしております。現在、多いときで5%です。実際は3%から5%を行ったり来たりというような状況で、基山町以外の学校を回っている校長先生の御意見を聞くと、基山町は残りが少ないほうではないかというような御意見はいただいております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

今後も進めていただきたいと思います。

それから、基山町も推進はしているんですけれども、私はなかなか浸透していないと思

うのが、生ごみの堆肥化、段ボールコンポストで堆肥を作るというんですけど、これがなかなか進まない理由を井上まちづくり課長はどういうふうに捉えてありますか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

生ごみの段ボールコンポストというのは、年に2回講習会を開きまして、リピーターの方もいらっしゃるのですが、少しずつ増えてきてはいるんですけども、やはり毎回入れたら混ぜるという管理、それから、虫がついたりしますので、そこら辺の風通しのところも、袋をかけたり外したりとかいう工夫をいろいろして維持していただいております。ですので、そこら辺が大変だなというので、普及が難しいのかなというのが1点です。

それ以外では、機械の分の生ごみ処理機というのも補助をさせていただいております、そちらも少しずつ増えてきております。それは食べ物、生ごみを入れると、そのまま熱風で乾燥させて、室内に置いても、ポテトチップスみたいな臭いで全然室内でも臭いませぬし、タイマーを上手に使いえば夜中の電気で処理もできまして電気代もあまりかかりませぬので、電気で使う生ごみ処理機の普及も少しずつ増えてきておりますので、もう少しここはPRしながら、補助もついておりますので、努力していきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

我が家では農家もやっておりますので、野菜を作るために段ボールコンポストで肥料を作って利用しているわけですが、基山町は非農家の方が大半ですから、家庭菜園をされているのもごく僅かですし、でも、非農家の方がこの段ボールコンポストなり、そういうふうな機械で処理をした肥料を使えるような、要するに非農家の方が、肥料は作ったけど、どこに捨てたらいいのだろうかとか困られないように、じゃ、肥料は私たち農家の人とかどこかに持っていけば家庭菜園でみんな利用してくれますとか、そういうシステムをうまくつないでもらうと非農家の方も少し考えてくれるんじゃないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

今、非農家の方でも地球の環境とかを真剣に考えてあるという方がいらっしゃると思いますが、その辺りを今後PRしていただけないか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

そうですね、町全体でそういうコンポストに取り組んでいけば、今、議員おっしゃっていただいたように、町内から集めて、ストックヤードを作って、そこに保管して、また必要な人が取りに来るという循環が可能になるというふうには分かります。ただ、まずその前に、十分普及ができた後、そういうシステムについてはやっていきたいというふうに思いますので、まずは研究しながら検討していきたいと思います。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

今回、町民の意見や議会からの提案もあって、やっこの見直しができましたけど、今後、まだまだ見直すところはあるんじゃないかなと思っております。今後、どういうところを見直していただけるのか、課長としてはどのように思われているのか、お尋ねします。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

これは前回、中牟田議員からの一般質問でもいただきましたけれども、他自治体ですね、小郡市と筑紫野市と比較しますと、やはり袋の大きさだったり金額の面については、住民負担の分が基山町のほうが大分負担は少なくやっておりますので、今回これを導入することで、どれだけ大が少なくなって、中を皆さんに御利用いただけるかという結果をまた分析させていただきまして、そうすることで、少し全体のごみが減っているということもありますし、一般家庭も人数の少ない世帯も多いですので、中のニーズのほうがどんどん増えてくれば、大をなくすというような選択もできるかもしれませんし、町民にあまり金額の負担をかけずに袋のサイズを小さくすることで維持をするということも検討できると思いますので、ここは今回導入した後、状況を見ながら検討を進めたいと思います。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

私はぜひ今後また検討していただきたい。今おっしゃいましたけど、プラごみ、それから雑紙、そこら辺も力を入れていただきたいと思いますけど、いかがでしょうかね。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

プラスチックごみにつきましては、現在はクリーンヒル宝満のほうで燃えるごみと一緒に回収をさせていただきまして、燃料としてサーマルリサイクルをしているという状況でございます。これは溶融炉を持っている自治体は全て同じ取組をしております。あえてこれを別に集めて別に処理するということになると、それなりのコストと集配のコストがかかってくるということでございますので、町独自で取り組むというのは現段階では難しいのではないかとこのように考えております。

ただ、現在の流れと申しますと、そういう部分もありますので、これはクリーンヒル宝満、あと、筑紫野市、小郡市と一緒に研究していきたいなというふうに思っております。

また、硬質のプラスチックについては、随分町民の皆様にも御理解いただきまして、数もどんどん増えてきておりますので、そちらのほうは独自で取り組めることとございますので、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

すみません、末次議員の質問に対する関連で、給食センターの分です。あそこの残飯とか生ごみ、あれは堆肥化されていますよね。

○議長（重松一徳君）

古賀教育学習課長。

○教育学習課長（古賀 浩君）

堆肥化を行っております。ただ、現時点で機械の調子が悪くなっておりますので、現在はできるだけ減らして産業廃棄物のほうで処理しておりますが、通常、機械の修繕等ができれば堆肥化等を継続しております。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

基本的に堆肥化するというので私は聞いていたんですけども、壊れているなら、やはり修理を早めにしてから堆肥化を行ってください。

○議長（重松一徳君）

回答いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

すみません、大久保議員の質問に答弁を1つ忘れておりました。

雑紙の分につきましても、今、リサイクルステーションを大きくしましたので、さらにたくさん回収ができるようになっております。こちらのほうもPRを含めて回収に努めていくとともに、週に2回は各家庭からも収集ルートで出していただけるようになっておりますので、こちらのほうも周知を努めていきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

先ほどの松石健児議員の質問の関連なんですけれども、個人負担が基山町は10%ということなんですけど、これは筑紫野・小郡・基山清掃施設組合という形でやっているわけなので、筑紫野市と小郡市の負担率だけ分かれば教えてください。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

こちらについては、基山町が行うに当たり、それぞれ自治体のほうに原価計算のアドバイスももらいたかったのでお聞きしましたけれども、現段階ではそこまでの把握ができていないということでございました。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第15号に対する質疑を終結します。

日程第8 議案第16号

○議長（重松一徳君）

次に、日程第8．議案第16号 基山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の22ページをお開きください。質疑ありませんか。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第16号に対する質疑を終結します。

日程第9 同意第1号

○議長（重松一徳君）

日程第9．同意第1号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の24ページをお開きください。質疑ありませんか。松石健児議員。

○7番（松石健児君）

少し伺います。

今回、令和7年4月20日からまた4年間の任命の同意案件になっていると思いますけれども、この津川典善氏についてはPTA時代から存じ上げておりますので、人格的なものは全く問題ないとは思っておりますが、この方は結構長いですね。いろんなお考えの方を取り入れていくという中で、あえてまたこの方を選任された理由というのがあれば御説明をお願いします。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

資料というか、議案書の25ページにありますように、履歴書のところで平成28年からしていただいているということで、今回で3期目になられます。その辺について、3期目が妥当かどうかというところかというと、特段長いほうではないということで、先ほど言われたように、津川さんについては基山中学校のPTAの活動並びに鳥栖地区のPTAということで、今、基山町については地区Pから外れましたけれども、そういったところのいきさつもよく御存じでありますし、今もPTAとのつながりも非常に深いということで、やはり津川さん

に対しては非常に期待しているところですので、もう一期ぜひお願いしたいということで、今回、同意議案でお願いしているところでございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

別にあれなんですけど、この履歴の中に、今現在でもお仕事をなさっていらっしゃいますよね。もちろん兼用が駄目なことじゃないからなっかっていらっしゃると思うんです。今期もまた推薦されていますけど、会社自体が大変理解があるんだろうと思いますけど、私も経験しましたけど、たしか毎月の定例会はありますし、学校訪問もありますし、県とかに行くことも、また、たしか私のときは研修もありましたよ。そういうことに対してでも会社自体が大変御理解がある会社かなとは思いますが、出席率的にはいかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

今も会社のほうにお勤めですけれども、例えば、この前の基山中学校の卒業式もきちんと来られましたし、定例教育委員会等も御都合をつけてほぼ100%来ていただいているような状態ですので、特段、お仕事が支障になって、教育委員としてのお仕事に支障が出ている状況ではなく、極めて協力していただいているということで、特に問題ございません。

○議長（重松一徳君）

いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、同意第1号に対する質疑を終結します。

日程第10 議案第17号

○議長（重松一徳君）

日程第10. 議案第17号 町道の路線の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の26ページをお開きください。栗野議員。

○10番（栗野久明君）

これは建設課長のほうから出た分だったと思いますが、まず、議案資料の29ページを開いてもらえますか。

私はこの件で資料請求はしていませんでした。だけれども、いざこの場に向けて準備するに当たって、出された資料が3ページで、なおかつ塚原4号線、356メートル、起点、終点の位置図、それから、夜水・金丸1号線、2号線の約55メートルの分が2か所ということで出されています。

私も議員として、これを町道として認定するしないの話ですよ。それを審議する資料としては、やっぱりお粗末やなと感じたわけです。というのは、説明で幅員が6メートルと言われたですかね。本来この道路がどういった形のところ、要は都市計画審議会を通過の形になっていると思うんですが、背景の住宅地とかが入っていない絵なんですよ。そうすると、そこを読み取るには、私も審議会に出ていない人間からすると非常に分かりづらい。もう一点、1回目の質問ですから、55メートルの夜水の道路が行き止まりなのか通り抜け道路なのかということも、本来これは読み取りづらいですよ。田んぼの現地の図面ですが、まずはそこら辺を少し説明いただけますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

酒井建設課参事。

○建設課参事（酒井孝行君）

夜水・金丸1号線と2号線ですが、こちらは北側と南側に道路が接しております。1号線、2号線とも説明資料の30ページと31ページの丸と三角があるんですけど、こちらは両方とも町道に接しているような状況でございます。

○議長（重松一徳君）

栗野議員。

○10番（栗野久明君）

そうしますと、上のほうの2本の線と下のほうの線があって、両方とも町道で、そこにお互いの町道を、今回計画された宅地内を通過の通過道路になっているということで、町道認定としては問題ないかと思うんですよ、幅員もあるし。町道を認定する場合に当たって、現地の確認等々は建設課のほうでされるとしますし、この計画は建設課じゃなくて定住促進課のほうで図面を審査して、いろんな都計審の審査を受けながら、県の認可を受けての形

で出来上がったものを検査してやるというような手順だろうと思うんですが、定住促進課に再度確認します。通り抜け道路ですから問題ないんですが、道路法に基づいた形に、本来は建築基準法に基づいての道路を計画して、それを規格どおりできておるということを確認して、道路法に基づいて町道に認定するという作業と思うんですよね。これに至る経過の審査については問題等はなかったんでしょうか。定住促進課のほうにお伺いします。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

開発に伴い、新しく道路を造ったりする場合につきましては、その道路は最終的には町のほうに帰属を受けるようになります。ですので、設計の段階から町に帰属を受ける基準を満たしているかというところで、事業者のほうと協議をしまして、都市計画法の第32条というような条文がございますが、そちらにのっとり、建設課のほうにも設計図等を確認いただいて、きっちり町道の要件を満たしているかというのが分かってから帰属を受けるような手続を取るようしております。

○議長（重松一徳君）

栗野議員。

○10番（栗野久明君）

といいますと、図面で見られているもので申請する、伺ってきた段階で、例えば、業者の個人の意向で、これは認定してもらって町道にお渡しするような道路ですというような情報が入って、それが適合しているかどうか定住促進課のほうで確認して、建設課のほうで事前に確認して、また引き取る時に確認するという作業ですよね。分かりました。

それで、1点だけ、これは私は一般質問でいたしました。これが行き止まり道路かというのはやっぱり私どもは確認しておかなければいけない部分で、そうした場合は行き止まり道路の基準等々がありますよね。私、一般質問のときは、拡幅部分で先端で旋回する場所とかができないかというような質問をしたことがあるんですが、42号の1項の5号道路ということになると思うんですけれども、幅員が6メートルあればそういった旋回場所が要らないのか、そこら辺の確認だけはお願いしておきたいなと思ひまして、そこら辺、課長のほうはどうお考えでしょうか。最後の質問です。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

今の御質問は、開発の許可を受けるに当たってというところによろしいでしょうか。

開発の許可を受けるに当たりましては、議員おっしゃられたとおり、道路幅員が6メートルなければ旋回の広場等を造る必要がございます。6メートルあっても、やはり切り返し等がありますので、できれば事業者のほうから計画が出された段階で、少し切り返しができるようなスペースを造ってほしいというのは町のほうからも要望をしているところです。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第17号に対する質疑を終結します。

日程第11 議案第18号

○議長（重松一徳君）

日程第11. 議案第18号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の27ページをお開きください。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第18号に対する質疑を終結します。

ここで10時50分まで休憩します。

～午前10時41分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

日程第12 議案第19号

○議長（重松一徳君）

日程第12. 議案第19号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第7号）を議題とし、本案

に対する質疑を行います。

議案書の29ページをお開きください。29ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

30ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

31ページ、歳出について、32ページまで。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

33ページ、第2表 繰越明許費について。末次議員。

○9番（末次 明君）

この第2表の一番下の9款1項、消防費の急傾斜地崩落防止事業の907万9,000円という分は、これは今年度の計画の中で6区の上原地区と吉原地区を工事するというで聞いておりました、上原地区につきましてはほぼ完成しているのかなと思いますけど、吉原地区については多目的グラウンドとの境のところにまだフェンスもかかっておりますが、今回の繰越明許の分はこの吉原地区の部分なんでしょうか。場所はどこでどういうふうなのが残っているんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

酒井建設課参事。

○建設課参事（酒井孝行君）

今、末次議員がおっしゃったように、上原地区はほぼ完成に向かっております。3月末完成予定です。

吉原地区につきましては、総合公園と併せて工事を施工しておりますので、こちらにつきましては繰越しを行う予定にしております。土砂の掘削とか土工事はある程度進んでおまして、あと細かい芝張りとか、それから、公園のほうの事業の埋設とか、その辺がございまして、そちらのほうは繰越しになるような形になっております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

それで、吉原地区のほうも数日前に見に行ったんですよね、下の民家のほうから。そして、大分傾斜地も緩やかにしていただいているんですけど、まだまだ土がむき出しのままになっているんですが、上原地区ではあそこにコンクリを吹きつけたりとかアンカーを打ち込んだりされているんですけども、吉原地区のあの民家のところの斜面については、今後、何か吹きつけをされるとか芝を張られるとか、具体的なことは残っているんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

酒井建設課参事。

○建設課参事（酒井孝行君）

吉原地区につきましては、芝張りという形で工事を行うようにしております。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

なかったら、34ページ、第3表 地方債補正について、35ページまで。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

廃止のほうですね。今、末次議員からおっしゃいましたけど、これはやめたということなんでしょうか。その理由は何ですか。

○議長（重松一徳君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

地方債補正につきまして、35ページのほうに廃止の地方債補正ということで、自然災害防止事業を掲載しております。こちらのほうは事業をやめたではなくて、備考のところに記載をさせてもらっていますけど、自然災害防止事業から緊急自然災害防止対策事業に変更したためということで、34ページの追加の2段目、真ん中のところですね、緊急自然災害防止対策事業、こちらのほうに変更を行っております。

理由といたしましては、国と県のほうと起債協議をさせてもらっているんですけども、もともと廃止のほうの自然災害防止事業でということで起債の協議を行っていたんですけれ

ども、県のほうからお話がございます、この事業につきましては緊急自然災害防止対策事業のほうで借入れできますよという御連絡をいただきましたので、今回、組替えというか、変更をさせていただいております。

こちらの起債の方法としましては、共に充当率は100%なんですけれども、交付税の措置率というのが変わってまいります。廃止しているほうの交付税措置率としましては元利償還金の28.5%から57%なんですけれども、追加の分の緊急自然災害防止対策事業につきましては交付率が元利償還の70%ということで、交付税の措置率が高いということもありまして、こちらのほうに変更しているような状況でございます。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

同じ借金でも、国から余計お金が入ると。基準財政……（「交付税負担割合です」と呼ぶ者あり）交付税負担割合。もう一回言うて。

○議長（重松一徳君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

交付税措置がなされるということで、元利償還金の、基準財政需要額のほうにこの借入分が積み上がるというか、そういうところで少し基準額を高く見れるということで、こちらのほうに変更させていただいているものです。

○議長（重松一徳君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

議案書の分についてはいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

では、3ページ、歳入13款1項4目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4 ページ、14款 1 項 1 目、2 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

5 ページ、14款 2 項 2 目、3 目、4 目、8 目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

6 ページ、15款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

7 ページに行きます。

15款 2 項 1 目、2 目、3 目、4 目、6 目、7 ページ全般。大久保議員。

○8 番（大久保由美子君）

6 目、教育費県補助金のところで、スクール・サポート・スタッフ配置の補助金がかかなり大きい減額になっておりますけど、交付額の確定とは書いてありますけど、スクール・サポート・スタッフというのは、新型コロナのときから続いている事業じゃないかなと思っています。これだけ大きい数字という——今でもこれは継続されているということですけども、どういうところでこの減額が発生するのか、どういう事業をしたからこの補助金の減額になったのかをお尋ねします。

○議長（重松一徳君）

古賀教育学習課長。

○教育学習課長（古賀 浩君）

先ほど言われましたように、スクール・サポート・スタッフは学校のほうで消毒とか、あるいは簡単なものをお手伝いしていただいている部分になります。

事業としては、各学校で配置をして行っておるんですが、県のほうから予算の範囲内、各県内の学校関係で教育委員会から全部要望が出ておりますので、最終的には予算の範囲ということで、こういった確定で金額が入ってまいります。私どものほうも要望ではしっかりと上げておるんですけども、県内の調整という中で、このような配分が最終的に精算としてまいりますので、今回、実績として減額をさせていただいております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

私は深く調べていないから申し訳ないんですけど、では、この確定によって別に町からの負担は大きく出ていない。この減額でも十分にスクール・サポート・スタッフの事業はできていたというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

古賀教育学習課長。

○教育学習課長（古賀 浩君）

当然、補助の分が減額になりますので、単独のほうは若干増えてまいります。ただ、事業としては、歳出としてはしっかりと執行して行っておりますので、最終的にこういった確定で補助と町単独の金額の比率が変わってはきておりますが、事業としてはしっかりと執行しております。

○議長（重松一徳君）

いいですか。

ほかに7ページありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

じゃ、次に行きます。

8ページ、17款1項1目、3目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

9ページ、18款1項2目、9目、10目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

10ページ、18款2項4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

11ページ、20款4項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

12ページ、20款5項3目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

13ページ、21款1項1目、2目、7目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、歳出に行きます。

14ページ、1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

15ページ、2款1項、まず、1目、2目、4目、5目まで。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次は15ページから16ページにかけて、6目だけで。いいでしょうか、16ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、次に行きます。

16ページの10目、14目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次、17ページの15目ですね。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、18ページ、2款2項1目、2目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

19ページ、2款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

20ページ、2款6項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次、21ページ、3款1項1目、2目、22ページの上段まで。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次は22ページ、5目、6目。水田議員。

○2番（水田志保君）

5目の防犯対策費、11節の役務費のところ、防犯カメラ保守点検手数料が見込み減というふうになっております。先日、一般質問で中牟田議員が事件の件で質問もされました。防犯カメラはきちんと作動していないと意味がありません。防犯カメラの必要性というのは今後もあるかと思いますが、この点検の結果、問題はなかったのでしょうか、教えてください。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

点検の結果、5か所ほど修繕が必要な箇所がございましたけど、今、正常に動いている状態でございます。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

それでは、令和6年度に事件とか事故で警察からのカメラ映像確認の依頼というのはあったのでしょうか。もしあれば、何件ぐらいあったのか、教えてください。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

依頼はあっておりますけど、今、手元に何件というような件数の資料を持ってきておりませんので。依頼自体はあっております。

○議長（重松一徳君）

じゃ、後ほど報告をお願いします。水田議員、委員会でいいですか。水田議員。

○2番（水田志保君）

では、厚生産業常任委員会のために伝えていただければと思いますので、お願いいたします。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。お願いします。

22ページ、ほかはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

23ページに行きます。

民生費です。3款2項1目、2目、3目、4目、5目。いいですか。24ページまでですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、25ページに行きます。

衛生費、4款1項1目、2目、3目。工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

所管ですけど、御質問させていただきます。

1目12節。委託料の妊婦乳幼児健康診査委託料が、妊娠届出が増えたということでお聞きしていますけれども、令和6年度の妊娠届出数が現時点でどうなのかということと、増えているということで、統計的に令和5年度と比べてどの程度増えているのか、その辺りを御説明いただきたいと思います。

○議長（重松一徳君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

まず、令和5年度の妊娠届、母子手帳の交付でございますが、年度間で110件、転入の方が12件です。合計で122件でございます。令和6年度、先週の金曜日までなんですが、妊娠届が121件、転入が7件、合計で128件対応しております。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

少子化ということで言われていますけれども、妊娠届出数としては少し増えてきているという状況で理解してよろしいですか。

○議長（重松一徳君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

増えてきていますが、内容としては、一つの要因として、令和5年度が外国人の方が5件お届けがありまして、令和6年度は今現在で11件ほどあっておりまして、一つの要因としてそういったことも増えているかなと思っておりますので、人数的にはそんな感じで、届出の内容としてはそういう届出がっております。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

外国人の妊娠届出というところが大きな要因になっているというふうなことですけど、外国人の人数が今増えていることが影響しているということですか。

○議長（重松一徳君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

一つの要因として、いろいろ要因は幾つかあるとは思いますが、昨年度と比較するとそういったところが変化があるように思っております。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。25ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、26ページに行きます。

4款2項2目、3目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

27ページ、4款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

28ページ、6款1項1目、2目、3目、5目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

29ページ、6款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。

30ページ、商工費、7款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

31ページ、土木費、8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

32ページに行きます。

8款2項1目、2目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

33ページ、8款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

34ページ、8款5項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

35ページ、消防費です。9款1項2目。末次議員。

○9番（末次 明君）

ここの7節、報償費、消防団員退職報償金と退職団員記念品なんですけれども、なぜ減になっておるのでしょうか。何名分を予定してあって、この数に落ち着いたのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

当初予算では13名を見込んで計上させていただいておりましたけれども、結果的に10名ということで不用額が出ましたので、その分を減額させていただいております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

私はここに非常に危惧するところがありまして、議案第16号では消防団員の退職報償金を35年以上にも設けるといふ部分がありましたが、基山町には消防団員の対象者はまだまだいらっしゃるんですけど、成り手が少ないというふうに思っております。これは時代の流れなんだろうけれども。

それと、やっぱりここで言いたいのは、一度入るとなかなか辞められないんじゃないかなというふうに危惧しておるんですね。私が消防団の現役のときは、25歳から入って、定年が35歳というふうにはっきり言われていましたので、じゃ、しょうがないねじゃないですけど、10年間は頑張ってみるかということで消防団に入団して、9年で退団したわけなんですけれども、今の消防の在り方を見ておきますと、例えば、支援消防団とか、一生懸命やる人がだんだん仕方がない、基山町のためにということでやってくれているような気がするんですね。そう考えると、定年制というのをもう少しはっきり打ち出して、とにかく10年間頑張ってくれとか言わないと、15年も、極端に言うと、団長とか副団長は別でしょうけど、普通の団員で35年とかいらっしゃること自体が若干消防団員の成り手を少なくしているんじゃないかと思うんですが、その辺りはいかががお考えでしょうか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

今おっしゃってある定年制というのは、私も35歳で上がりましたけれども、慣例でそういった形をしております。条例とかで定年を定めているわけではございません。確かに今の現役団員たちが35歳という年齢を過ぎても残っていただいて御活躍いただいているというのは現実でございますし、団員からいつになったら辞められるんだろうかというふうな御意見

があるのも承知しております。そういったものも含めて、話が変わりますけど、再編計画を考えているところではございますが、先ほどの定年制を設けて入りやすくしたらどうかという御意見だと思いますけど、その部分に関しては、この場でどうのとは言えませんので、消防委員会なり消防団のほうにも、そういう御意見をいただきましたけど、今後どう考えましょうかというふうな話はしていきたいとは思っています。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

これからの消防団との話合いとか再編成のときにもぜひ、本当に今一生懸命やっていたいる団員、これは基山町のためにやってもらっていますけれども、本音を聞き出させていただいて、その辺りをしっかりこれからの消防団の在り方に取り組んでいっていただきたいと思えます。回答は結構です。

○議長（重松一徳君）

ほかありませんか、35ページ。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

36ページ、教育費に行きます。

10款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

37ページに行きます。

10款2項1目、2目、3目、4目、小学校費。佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

3目、基山小教育振興費の1節、報酬、会計年度任用職員報酬でマイナス103万円、これの理由とといいますか、内容を教えていただきたいんですが。

○議長（重松一徳君）

古賀教育学習課長。

○教育学習課長（古賀 浩君）

会計年度任用職員とは毎年契約をさせていただいていますので、募集をかける形になりま

す。令和6年度は5月末まで3人の募集がなくて不在となっております。その後、以降は定員がそろいまして事業をしとるんですが、ただ、その間の3人の不在分がこの減額の金額となっております。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

まさに心配していたことなんですけど、5月までが、要はメンバーがそろっていなかったということですね。ほかの事業と違って、これは教育現場でございますので、スタッフ不足とか、そういう部分にぜひならないようにお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（重松一徳君）

回答はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。37ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

38ページに行きます。

教育費、10款3項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。

39ページ、10款4項2目、3目、4目、5目まで、40ページまで。末次議員。

○9番（末次 明君）

3目の文化財保護費ですけれども、こちらのほうの委託料のマイナス1,693万4,000円、これは大塚古墳群のが不要になったということなんですけど、もう少し具体的な内容が知りたいんですけど、どういう形でこういうふうになったんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

古賀教育学習課長。

○教育学習課長（古賀 浩君）

こちらは民間開発によりまして必要となる本調査の費用となっております。民間開発の本

調査の場合は、原因者負担ということで、事業者から調査費をいただいて、町のほうが調査をするような形になります。当然、委託が必要な分は委託をし、直営で報酬等、文化財の発掘の会計年度任用職員と一緒に調査をするという、いろいろな現地に合わせたパターンで行っております。

ただ、今回、こちらは場所としては、大塚古墳群は若基小学校南側の約70戸ぐらいの大規模な住宅団地の開発区域の中にあります。こちらが事業者とのお話では、令和6年度末ぐらいにできるということで私どもも予算化をして準備をしておったんですが、いろいろな地域との調整の中で令和6年度が厳しいということを言われましたので、今回、事業を令和7年度に送るということで減額をさせていただいております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

実は私はその辺りに住んでおるんですけども、そういうふうな説明は地元でもほとんどなかったし、当然すぐ行われるものかなと思っとたら、工事はいつになるのかい、草ぼうぼうでということをいろいろ言われるんですけども、これはこれで、正式にもう一回、それなりのきちっとしたスケジュールを組んで、周辺の住民にも分かるように、住宅開発じゃなくて、こういうふうな古墳の発掘調査をしていますよとか、どれぐらいかかるとか、そういうふうな広報もしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

古賀教育学習課長。

○教育学習課長（古賀 浩君）

事業者のほうからは令和7年度に行いたいというのはお伺いしていますので、令和7年度もまた当初のほうでお願いをしているところでございます。

今言われましたように、発掘調査をする場合は看板も上げますので、どのぐらいまで行うというのも皆さんに分かるように上げながら実施していきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

いいですか。

ほかにありませんか、39ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

40ページもいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

41ページに行きます。

10款5項1目、2目、3目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

42ページ、10款6項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

43ページ、予備費、14款1項1目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

44ページ以降、何かあればお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第19号に対する質疑を終結します。

日程第13 議案第20号

○議長（重松一徳君）

日程第13. 議案第20号 令和6年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の36ページをお開きください。36ページありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

37ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

38ページ、歳出について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入5款1項1目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4ページ、7款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

5ページ、歳出に行きます。

1款1項2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

6ページ、1款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

7ページ、2款2項1目。水田議員。

○2番（水田志保君）

この高額療養費補助金300万円のところですが、当初の見込みより増えたためというふうに御説明をいただきましたが、この詳細といたしますか、背景を教えてください。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

高額療養費でございます。こちらのほうが当初予算段階では今年度1億8,900万円を予算計上しておりました。結果的に今回300万円増を計上させていただきまして、1億9,200万円で見込んでおるところでございます。

中身に関しましては、今年度中は、ここ数年あまりなかった700万円を超えるようなレセプト件数が2件、600万円台の分が1件という形で、非常に高額なものが複数発生しており

ました。また、ここ一、二か月でも100万円以上の件数を拾っても、その辺の件数が伸びているというところで、ここ数年に比べますと伸びているという内容になっております。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

私も先日、一般質問でも質問させていただきましたが、資料の38ページにも上げていただいておりますが、今後どのようにしていくと課長はお考えでしょうか。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

今後の予測が非常に難しいところではございます。一言に高額といたしましても、未然に防げるものと、やっぱりどうしても定期的に健診を受けていたり病院に通われていても突発で発生するものもございますので、ないにこしたことはないんですけども、生活習慣の改善とかで未然に防げるものをいかに抑えていけるかというところになるかと思えます。

今後は高額になられた方の分析を、さらに詳細な部分の中身を見まして、その方がきちんと健診を受けてある方なのか、保健指導等も受けてある方なのか、もしくはそういった健診を全く受けられていないのかというところの分析も含めて、今後の保健事業等に生かしていきたいと思っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

いいですか。

ほかに7ページありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。

8ページ、2款4項1目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

9ページ、2款5項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

10ページ、3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

11ページ、3款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

12ページ、3款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

13ページ、9款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

14ページ、予備費です。10款1項1目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第20号に対する質疑を終結します。

日程第14 議案第21号

○議長（重松一徳君）

日程第14. 議案第21号 令和6年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の39ページをお開きください。39ページ、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

40ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

41ページ、歳出について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

それでは、事項別明細書に入ります。

3 ページですね、歳入 1 款 1 項 2 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4 ページ、4 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

5 ページ、歳出に入ります。

2 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第21号に対する質疑を終結します。

日程第15 議案第22号

○議長（重松一徳君）

日程第15. 議案第22号 令和6年度基山町下水道事業会計補正予算（第5号）を議題とし、
本案に対する質疑を行います。

議案書の42ページをお開きください。42ページ、43ページ、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

44ページ、第1表 継続費補正。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に、補正予算書に関する説明書に入ります。

1 ページ、実施計画兼事項別明細書。1 ページ、いいですか、収益的収入及び支出、収入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

2 ページ、支出。3 ページも含めていいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

5 ページ、資本的収入及び支出、収入について。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

6 ページ、支出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

7 ページに行きます。

予定キャッシュ・フロー計算書について、7 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

8 ページ、事業給与費明細書について。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

9 ページも。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

10 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

11 ページに行きます。

予定損益計算書について、11 ページ、12 ページもいいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

13 ページ、予定貸借対照表について。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第22号に対する質疑を終結します。

日程第16～19 議案第23号～議案第26号

○議長（重松一徳君）

日程第16. 議案第23号から日程第19. 議案第26号までを一括議題とします。

お諮りします。議案第23号 令和7年度基山町一般会計予算、議案第24号 令和7年度基山町国民健康保険特別会計予算、議案第25号 令和7年度基山町後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号 令和7年度基山町下水道事業会計予算について、予算特別委員会に付託することについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、議案第23号から議案第26号までを予算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第20 報告第1号

○議長（重松一徳君）

日程第20. 報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

報告第1号、議案書の63ページ、ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

報告書全般について何か質疑があれば。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、報告第1号に対する質疑を終結します。

以上で質疑の全てを終結しました。

日程第21 委員会付託

○議長（重松一徳君）

日程第21. 委員会付託を議題とします。

ただいまから議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（重松一徳君）

ただいま議案付託表を配付しましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、予算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

本日の会議は以上をもって散会とします。

～午前11時33分 散会～